

## 1 基本的な考え方

いじめは、決して許されない暴力行為です。しかし、どの生徒にも被害者・加害者になる可能性があることを踏まえなければなりません。発生する状況は、どのような時にも起こり得るので、学校、保護者、地域が一体になって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

いじめ問題への取り組みは、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む必要があります。日常の指導体制を定め、未然防止を図らなければなりません。また、早期発見に努め、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかな対応が求められています。この活動は、教育活動の在り方にも密接に関わっており、全ての教職員が日々実践することが重要です。

## 2 いじめとは

### (1) 定義

「いじめ」とは、「学校に在籍する児童又は生徒（以下、「生徒等」という。）に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」のことをいう。北海道いじめの防止等に関する条例（以下「条例」という。）第2条

なお、起こりうる場所は学校内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的ではなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うものとする。

### (2) 認識

- ア どの生徒にも、どんな状況においても起こりえるものである。
- イ 人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ウ 教職員、保護者などの大人には気づきにくい。
- エ いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ その行為の態様により「暴行」「恐喝」「強要」等の刑罰法則に接触する。
- カ 教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ 家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ク 学校、保護者、地域社会などすべての関係者が役割を果たして、取り組む問題である。

### (3) 構造と動機

#### ア 構造

被害者、加害者だけでなく、「観衆」「傍観者」など周囲に生徒がいる場合が多く、これらが「抑止作用」や「促進作用」になる。

#### イ 動機

- (ア) 嫉妬心（相手へのねたみ。出る杭は打たれる）
- (イ) 支配欲（自分の思いどおりに相手を支配しようとする）
- (ウ) 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- (エ) 同調性（強いものに追従する。長いものにはまかれる）
- (オ) 嫌悪観（感覚的に相手を遠ざけたい）

(カ) 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復する）

(キ) 欲求不満（憂さ晴らしのため相手を攻撃する）

上記の動機が複合的に関係している場合が多い。

#### （４） 状態

いじめの状態には以下のものが考えられる。

相手を中傷する、あざける、落書き、持ち物を破損させる、集団で無視をする、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令、脅し、性的辱め、メール等の誹謗中傷、偽り中傷する噂を流す、授業中のからかい、仲間はずれ、暴力、たかり、使い走りなど

### 3 未然防止

いじめ問題において、いじめを起こさない環境作りが求められ、未然防止に取り組むことが最も重要です。「いじめはどんな学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員はもち、好ましい人間関係を築かせる必要がある。本校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、積極的な取り組みを計画・実施する。

#### （１） 実態の把握

共に笑い、涙し、怒り生徒と同じ目線で事情を捉える教職員の「気づき」が大切です。生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めなければなりません。

#### （２） 居場所作り

授業をはじめ学校生活において、他者と関わる機会を工夫し、考え方の違う者同士が認め合う仲間づくりが大切です。「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が他者理解への意欲になります。教職員からの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、良好な関係づくりに寄与します。

#### （３） 人権を尊重する豊かな心（道徳教育の充実）

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、許されるものでない」ことを理解させることが大切です。人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重や人権感覚を育み、意識の高揚を図る。

#### （４） 保護者・地域への働きかけ

保護者会やHP・地域のイベントなどで、指導方針や実態などの情報を提供し、意見交換できる環境を設けます。問題解決のために多くの協力を得るため、広報活動を充実させ

### 4 早期発見

（組織対応マニュアル参考）

#### （１） 気づく力を高めるために

生徒の声に耳を傾け、生徒の立場に立ち「守る」という姿勢が大切です。些細な言動から、表情の裏ある心の叫びを敏感に感じ取る感性が求められます。共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めて下さい。

#### （２） 態様

いじめの態様は、その行為が刑罰法規に接触する可能性があることを認識させる必要があります。

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、相手に不快な発言・・・脅迫、名誉毀損、侮辱

イ かるくぶつかる、遊ぶふりをして叩く・蹴る・・・暴行罪

ウ ひどくぶつかる、叩く、蹴る・・・傷害

エ 金品をたかる・・・恐喝

オ 金品を隠す、盗む、壊す、捨てる・・・窃盗、器物破損

カ 嫌がることや恥ずかしいことをさせる、危険なことをさせる……強要、強制わいせつ  
キ インターネットやスマートホンなどで、誹謗中傷をおこなう……名誉毀損、侮辱  
その他、「仲間はずれ」や「集団による無視」など刑罰刑法には抵触しないが、同様に毅然とした対応が必要となる。

### (3) 見抜くために

いじめに対しての意識が大切です

ア いじめは見えにくいところで行われている。

(ア) 無視やメール・ラインなど客観的に状況は把握しにくい形態で行われている。

(イ) 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活の練習のふりをして行われる形態

イ 本人からの訴えは少ない

(ア) 親に心配をかけたくない

(イ) いじめられている自分はダメな人間だ

(ウ) 訴えても先生を信用できない

(エ) 仕返しがこわい

(オ) 自分自身で解決できると思っている

ウ ネットにかかわること

SNS でのいじめは学校ではほとんど見えません。家庭からの情報が重要です。「着信があっても見ようとしなない」「パソコンやスマートホン等を利用しなくなった」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝えておき、即座に学校へ連絡するように依頼しておきましょう。

### (4) 手だて

ア 日々の観察

生徒のいるところに教師有り！休み時間・昼休み・放課後に雑談等の機会に、様子を感じ取る。生徒と共に過ごす機会が発見の手がかりです。

イ 観察の視点

クラスや学校内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握し、気になる言動が見られる場合、他の教職員と相談のうえ、グループに対し適切な指導を構築することが好ましい。

ウ 対話の構築

必要に応じて気になる生徒に日記等を書かせることで信頼関係の構築につながります。

エ 教育相談

日常の活動の中で教職員からの声かけが大切です。定期的な教育相談後の共通理解会議を参考に積極的な相談体制を心がける。

オ アンケート調査

定期的な実施（6月、12月）のみに拘らず、実態に応じて行う必要がある。記入についても、HR 内で記入することが難しい状況も考えられるので、方法については工夫が必要となる。（記名、無記名、持ち帰り等）

### (5) 相談しやすい環境作り

ア 本人からの訴え

① 心身の保証する

「よく言ってくれたね。全力でまもるからね。」という、教職員の姿勢を伝えると共に、具体的な安全の保証を行う。

② 気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で行う

イ 周りの生徒からの訴え

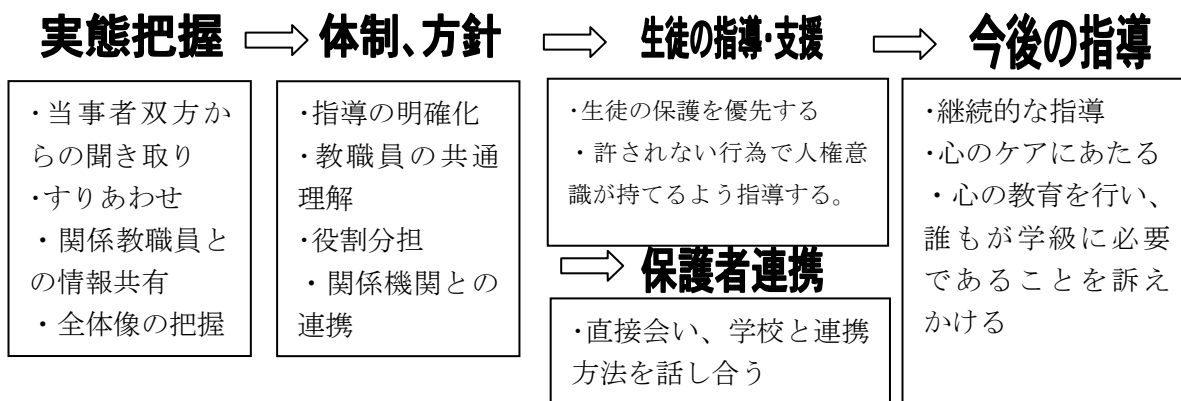
- ① 他の生徒の目が届かない所や時間で、真摯に受け取る
- ② 「よく言ってきたね。」その勇氣ある行動を称え、情報元を明かさないう事を伝え、安心感を与える。

ウ 保護者からの訴え

- ① 日頃から保護者との信頼関係を築くこと
- ② 問題が起こっていないときに信頼関係を構築する工夫をする。日頃から、よいところや気になるところ等、学校の様子を連絡する。
- ③ 悪いところ苦手なことを一方的に指摘されると、保護者は自分自身の子育てを否定されたと感じることがあるので、気持ちを十分に理解し接すること。

## 5 早期対応

(1) 基本的流れ



(2) 具体的な対応

ア いじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒を守る

情報を聴く場合、他の生徒たちの目に触れないように配慮する。事実関係を確認する場合、被害者と被疑者を別の場所で行う。

いじめ情報を伝えた生徒を守るため、登下校、休み時間等においても教職員の目が届くよう体制を整備する。

イ 事実確認と情報共有

事実確認は、行為に至る経過や心情などをいじている生徒から聴き取るとともに、周囲や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。特に、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づき丁寧に行う。短時間で正確な把握のため、複数の教職員で、管理職の指示のもとに連携と情報共有を行う。

## 6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を理解し、最新の動向を把握すること心がけ、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。不適切な書き込みや画像等を発見した場合、迅速な対応を図ると共に、人権侵害や犯罪、法律違反などの事案によって、警察等の専門的な機関と連携して対応しなければならない。

(1) ネット上のいじめ

匿名性により、本人と特定できないと考える傾向があり、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にと

っては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。また、掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易あるため、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。一度流出した個人情報は、拡散しやすく回収が困難であるだけでなく、不特定多数に流れ、アクセスされる危険性がある。

(2) 未然防止

ア 保護者に伝えること

家庭でのパソコン・スマートホンの第1義的管理は、家庭の指導が必要であること確認する。フィルタリングなど家庭でのルール作りを行い、必要性についても検討する。

ネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らない間に利用者の個人情報が流出する事がおこっていることを情報として周知する。

ネット利用に伴う表情の小さな変化に気が付けば躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談するようにする。

イ 学校での指導

(ア) ネットの特異性を理解させる

- a 発信した情報は、多くの人にすぐに広まる
- b 匿名でも書き込みをした人を特定できる
- c 違法情報や有害情報が含まれている
- d 被害者の自殺、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- e 一度流出した情報は、簡単に回収できない

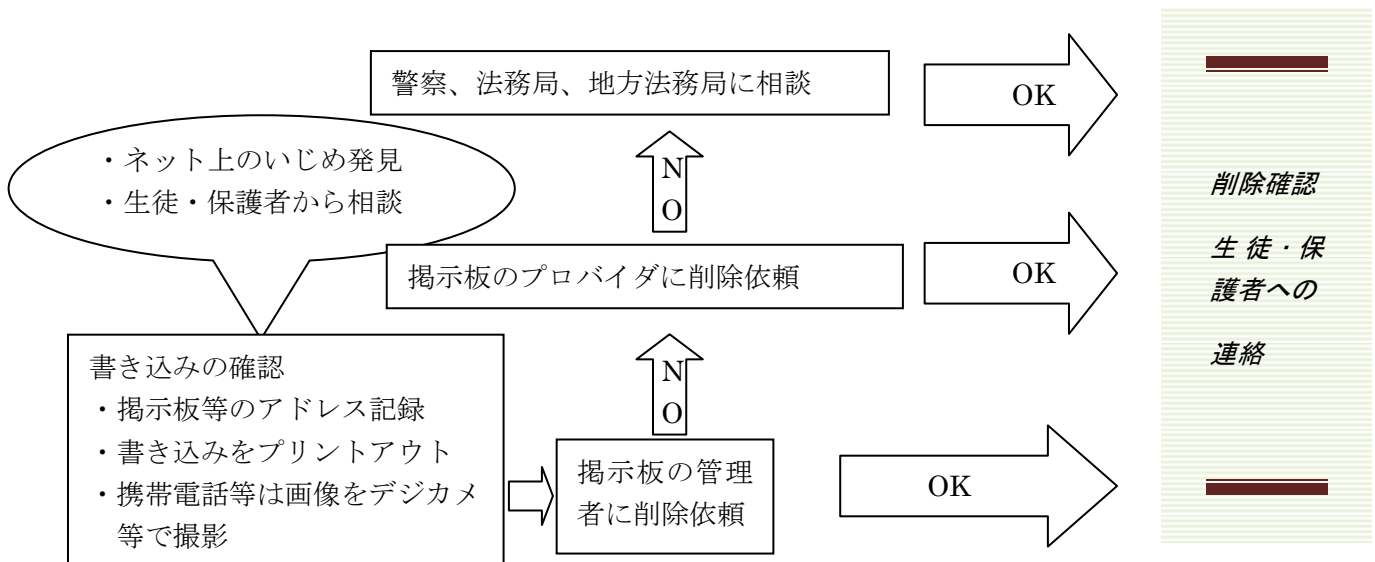
(イ) 生徒の心理状態を理解する

匿名で書き込んでいると思っている。(ハンドルネーム等)自分だと特定できない。

動画共有サイトで目立ちたいなど

(3) 早期発見・早期対応

警察等の専門機関と連携し、書き込み等の削除を迅速に行う。



※ 情報機器の進歩により新たな「いじめ」が発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心・注意をはらう必要がある。